

市民後見人養成講座（基礎研修）

説明会・研修会 参加者募集

参加無料

「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する講座（基礎研修）を開講します。成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。

説明会日時・会場

①平成30年5月19日（土）14時30分～

②平成30年5月23日（水）14時～

概ね2時間程度。①と②は同じ内容です。いずれかにご出席ください。20分前より受付を開始します。

会場：藤沢市役所本庁舎5階5-1、5-2会議室

【藤沢市朝日町1番地1】

（JRおよび小田急藤沢駅北口より大船方面へ徒歩3分）

ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。



対象

藤沢市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方

※詳細は裏面をご覧ください。

- 説明会に出席していることが養成講座の応募要件となっています。
- 受講を希望する方は必ず上記のいずれかの説明会にご出席ください。
- 手話通訳等、配慮が必要な場合には平成30年4月19日までに、下記問合せ先までご連絡ください。

説明会の内容

- ・市民後見人養成講座（基礎研修）の概要
- ・日程、受講方法、応募資格、定員、基礎研修の内容等

申込方法 問合せ先

参加ご希望の方は下記まで電話かFAX、メールでお申込みください。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788
FAX 045-322-3559
E-mail kouken@knsyk.jp
（電話受付時間午前9時から午後5時まで）



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡

主催：（福）神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）
共催：（福）藤沢市社会福祉協議会（藤沢市委託事業）

市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で藤沢市に住民登録があり、今後も、引き続き藤沢市内に居住する予定の方
- ② 平成31年3月31日現在の年齢が、満25歳以上70歳以下の方
- ③ 今回開催するいずれかの説明会に出席し、かつ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由(家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、破産者、行方の知れない者)に該当していないこと
- ⑤ 後見人等として受任することが可能な専門士業(弁護士等)の有資格者ではないこと
- ⑥ 後見人等として受任可能な団体に所属して後見活動をしていないこと、今後も所属する予定がないこと
なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

藤沢市に在住の方 10名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。



○ 内容

基礎研修は、成年後見制度の専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています。

日程・会場	テーマ	主な研修内容
【第1日】 8/24(金) 大和市文化創造拠点 (シリウス) 生涯学習センター 6階講習室	権利擁護としての 成年後見	<ul style="list-style-type: none"> ・開講式 ・地域福祉(地域福祉、権利擁護の理念) ・成年後見制度概論(DVD視聴) ・成年後見制度総論、各論
【第2日目】 8/28(火) 大和市文化創造拠点 (シリウス) 生涯学習センター 6階講習室	対象者の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の理解(精神障害) ・高齢者、認知症の理解 ・障がいのある人の理解(知的障害)
【第3日】 9/12(水) 大和市文化創造拠点 (シリウス) 生涯学習センター 6階講習室	民法の基礎/ 市民後見の意義 と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・民法(家族法、財産法) ・高齢者、障がい者の消費者トラブルについて ・成年後見制度と市町村・成年後見制度利用 支援事業、日常生活自立支援事業 ・市民後見概論Ⅰ、市民後見人による実践報告
【第4日】 9/19(水) 大和市勤労福祉会館 3階ホール	市民後見に 向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討(グループワーク、発表) ・市民後見概論Ⅱ ・試験 ・閉講式

基礎研修は藤沢市の他に大和市、座間市の市民後見人養成講座受講生が参加します。
また、1日目から3日目の一部の講義には成年後見制度に関心のある県民の方が県民講座受講生として参加いたします。

なお、研修時間は9時から17時までを予定しています。

受講申込方法等については説明会において詳しくご説明いたします。

○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません。

本基礎研修に引き続き、藤沢市において、実践研修及び支援員研修の開講が予定されています。これらの研修を経て養成講座の修了となります。

養成講座を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に市社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員(後見支援員)として後見活動に参加いただくことを予定しております。